

第 2 回環境經濟施策調査会

日 時：平成 18 年 12 月 13 日（水）午後 5 時 03 分～

場 所：都庁第 2 本庁舎 3 1 階 特別会議室 2 1

午後 5 時 0 3 分開会

小原副参事 おいでになる予定の先生があとお 2 方、まだお見えになっておりませんが、時間も過ぎましたので、始めさせていただきたいと思います。

ただいまから、第 2 回環境経済施策調査会を開催いたします。

委員の皆様には、本日はお忙しい中をご出席いただき、誠にありがとうございます。

私は、12月の人事異動に伴い、今回から事務局を務めさせていただいております環境局総務部企画調整課の小原でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、本日の資料を確認させていただきます。

席上に置かせていただいた資料の会議次第のところ、配布資料ということで一覧を掲げております。資料 1 から 4 まで、その後ろに参考資料を 1 番から 11 番まで付けさせていただきます。何か足りないものがありましたら、お申し付けください。

次に、新委員をご紹介します。大谷委員の人事異動に伴いまして、アサヒビール株式会社社会環境推進部長であり、東京商工会議所の環境委員会代表幹事を務めていらっしゃる竹田委員が環境審議会委員に就任されましたので、ご紹介いたします。

こちらからご紹介申し上げましたら、一言ご挨拶をいただければと存じます。

竹田委員でございます。

竹田委員 アサヒビールの社会環境推進部長の竹田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

小原副参事 本日は 7 名の委員の皆様にご出席いただく予定で、現在 6 名の委員の方々にご出席いただいております。

市川委員、末吉委員はご欠席でございます。

また、大塚委員、藤井委員におかれましては、所用により途中で退席されると伺っております。ご了承をお願いいたします。

また、前回同様、環境審議会の幹事及び関係各局、並びに環境局より各部計画担当課長が同席いたしておりますので、ご了承ください。

今回は環境経済施策調査会の第 2 回目ということですが、前回の 7 月の調査会からだいぶ時間があいてしまいましたので、この場をかりましてお詫び申し上げます。

それでは、これからの議事につきまして、神野座長をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

神野座長 それでは、第 2 回環境経済施策調査会の議事に入りたいと思います。

師走のお忙しい中、暗きころよりご参集いただきましたことを重ねて御礼申し上げます。

まず、本調査会の公開・非公開の取り扱いでございますが、東京都環境審議会運営要領第6項の規定によりまして、特別の場合を除いて公開を原則といたしております。今回も公開を原則として運営させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

先ほどもお話がありましたように、第1回目の会議のときには7月で太陽が輝いていたころでございますが、既に時たち、太陽も縮小し、太陽が再生する日が刻々と迫っているという時期で、時間がかかなりあいております。皆様方にはもう一度第1回目の議論などを思い起こしながら、審議にご参加いただければと思いますが、事務局の方から冒頭にご説明がありましたように、環境基本計画の改定に向けて、環境対策における効果的な経済手法の創出について検討していただくということになっております。

本日の審議につきまして、まず事務局から議論にかかわる諸資料について説明を受けた上で、ご審議をいただきたいと思います。事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

小原副参事 お手元にお配りした資料の順に従いまして、ご説明申し上げます。

まず1枚おめくりいただいたところの資料1番でございます。前回の調査会での議論についてでございます。

大きく2つございまして、1つといたしまして、経済的手法の考え方について、もう1つは緑施策についてということでお話しいたしまして、経済的手法の考え方についての主な議論といたしましては、経済的な手法で政策を行う場合、環境などそもそも市場に乗っからないコストを問題としているときに、市場を通じたインセンティブだけで考えることの限界などについても考慮しておく必要があるというご指摘をいただいております。

あわせて、経済的手法の担い手に関連いたしましては、お金の流れには、公的な資金の政策への流れと、私的な全体の貨幣のルートを環境にいいような方向に流し込むという、2つの流れがある。それぞれの流れの担い手、プレーヤーには、行政、企業、個人、金融機関などがあるというご指摘をいただきまして、これらの方々の果たす役割というものを、経済的手法の考え方の中で意識していくということでもございました。

そういう中で、企業・産業界などを巻き込んで協力を得ていくためには、なぜそのようなことをする必要があるかということについての大前提を共通認識に持って、そこから具体的に何をしていくかの議論を展開していく例が世界では多い。新たな経済的手法の創出

に当たっても、さまざまなプレイヤーが入ってくるので、その人たちが共通で共有するさまざまな対策の話すべてを包含するような、従来のお金のあり方やコストのあり方をがらりと変えるような共通認識を何か持てないか検討したいというようなことをいただきました。

具体的な緑の施策につきましては、資料1に掲げさせていただいたような論点がございました。

本日は、テーマといたしまして、温暖化対策を対象としてお話を進めさせていただきたいと思います。

1枚おめくりいただきまして、資料2でございます。

「環境対策における効果的な経済的手法の活用について」ということでございまして、こちらの表は、目標としまして、上の左の方にあるんですが、「社会経済システムの中に一層環境配慮を内在化させ、環境対策を促進」ということで、「そのために、どのような経済的手法を執ることができるか。また、どのような経済的手法が効果的といえるか」という観点からご覧いただきたいと思います。

地球温暖化対策のことでございますが、一番左側の円グラフに、都内の二酸化炭素排出量の状況について、資料をお示しいたしました。

都内の特徴といたしましては、産業部門の占める割合が比較的小さくて、業務部門が大きく占めているという特徴がございます。家庭部門、運輸部門もそれぞれウエートを占めております。

東京都の地球温暖化対策といたしましては、これらの各部門ごとに着目いたしまして、右の方に掲げるような体系をとって、対策を打っているところでございます。

一番上にございますのが業務・産業部門でございまして、主な対策といたしましては、地球温暖化対策計画書制度ということを行っております。これは大規模事業所に計画書を提出していただいて、温暖化対策を進めていくという取り組みになっております。

また、建築物環境計画書制度というものも実施いたしております。これは延べ面積1万平米超の建築物の新築・増築に当たりまして、その建物の環境性能のレベルについて評価をさせていただいているということでございます。

これらの業務・産業部門の対策を行っておりますが、主な課題として、右の箱に掲げたものがございます。

1つといたしまして、環境配慮型設備導入へのインセンティブというのがなかなか強く

出てこないということがございます。

2つ目といたしましては、大規模の方々に対してはこういった制度が動いているんですが、中小企業の事業所に対してどのように広げていくかという課題を抱えております。

家庭部門の方に移ります。

家庭部門といたしましては、省エネラベリング制度、あるいはマンション環境性能表示制度、キッズ向け環境教育プロジェクトといったことをやっております。

省エネラベリング制度ですが、対象といたしまして、家庭の中で消費電力量の50%を占めておりますテレビ、エアコン、冷蔵庫などにつきまして、省エネ性能のレベルと電気代をあわせて表示して、ご購入される際に初期費用と電気代とをあわせてご判断いただけるようにご案内しております。

とは申しましても、課題としてございますのは、10年トータルの電気代を合わせると安くつくといっても、やはり初期費用の安い方を選ばれる方がまだまだ残っているということがございます。同様に、高い初期費用というものが障害となって取り組みが進まない例はほかにもございます。

次に、マンション環境性能表示制度ですが、こちらは建物環境計画書制度と同じ枠組みでやっております。販売広告時に環境性能をあらわすラベル表示を大規模のところに対して義務化いたしております。最高の評価が得られますと、星12個得られるという制度でございます。今、現に実施しております。

キッズ向け環境教育プロジェクトといたしましては、キッズISO14001という取り組みを後押ししております。平成16年度から17年度で約9,000人に参加していただいております。学校単位でも100校ほど参加していただいております。

これらの取り組みを進めているところですが、エネルギーの総量削減ということ考えたときに、家庭部門での総量をどうやって減らすかというところで課題を抱えております。

運輸部門の方にまいります。自動車環境管理計画書制度、バイオマス燃料の利用促進、交通量の削減対策の推進という、主に3つの対策を打っておるところでございます。

自動車環境管理計画書制度は、都内で30台以上の自動車を使用している事業者さんに対して計画書の提出を求めており、計画的にCO₂を減らすためにどのような車の運用をやっていくかということをご報告していただいております。

条例の対象となる30台以上の車を有している方よりも、小規模の事業者さんの方に対

策を進めていきたいけれども、行政コストもかかって、なかなか大変であるというような課題を抱えております。

バイオマス燃料の利用促進について言いますと、平成19年度、来年度実施予定でございますが、都バスでバイオディーゼル燃料というものを入れていこうということを考えております。ただ、このバイオディーゼル燃料も含めまして、環境対応のものはやはり初期費用が高いということがございまして、なかなか普及が進まないという課題を抱えております。

交通量の削減というところで申しますと、先進的な取り組みといたしまして、都内の百貨店全34店舗で共同配送を行う物流効率化が平成17年度に実施されております。平成18年度、今年度は環境物流プロジェクト会議という会議を設けておりまして、主にデベロッパさんが新たにつくっていく物件について、荷物の輸送の共同化ということを検討していただいております。

とはいうものの、問題といたしまして、百貨店ではうまくいったケースではあるんですけれども、他の業種になかなか拡大しにくいということが問題でございます。

これら部門別の対策のほかに、総合的な対策といたしまして、3つやっております。

1つは、エネルギー環境計画書制度でございます。こちらの対象となりますのは電気事業者の方々に、一般電気事業者1社と特定規模電気事業者9社さんに、電気のCO₂排出係数の改善と、再生可能エネルギーの導入について、計画書と実績報告の提出を行っていただいております。

課題といたしまして、エネルギー供給者における再生可能エネルギーの導入というものが積極的にどんどん進んでいるという状況ではないという問題がございます。

次の対策といたしまして、電気のグリーン購入の促進ということをやっております。電気のグリーン購入の促進につきましては、都庁舎でのグリーン電力証書の購入であるとか、あるいは都有施設の電気購入に当たってグリーン化ということを進めております。

都の率先行動としてはこういった取り組みが進んでいるんですけれども、民間事業者に拡大していこうといたしますと、やはり再生可能エネルギーから調達している電力というのは割高であるということで、なかなか進まないという課題を抱えております。

総合対策の3つ目といたしまして、ヒートアイランド対策推進エリアにおける集中的な対策実施ということも行っておりまして、エリアを特定いたしまして、そこに対して集中的に対策をやっていこうということをやっております。

これらの対策全般に共通するところですが、一番右側の主な課題の一番下のところですが、環境配慮の意識と行動というところをどうやって引っ張り出していか。環境配慮の意識が行動に結び付くような経済的な仕組み、あるいは、環境配慮の意識が低くても環境配慮をせざるを得ないような経済的な仕組みというものができないであろうかというところを課題として持っております。

以上が資料2についての説明でございます。

1枚おめくりいただきまして、資料3をごらんいただきたいと思います。

資料2でご説明申し上げましたように、対策といたしましても、たくさんの対策をやっておりますし、それぞれごとに課題が多数ございますものですから、本日、この場で特にご検討いただきたい事項として、3点ほど挙げさせていただきました。

その1といたしまして、資料2のところではエネルギーの総合的な部分に出てくるところですが、再生可能エネルギーの利用拡大策についてということでございます。

電気のグリーン購入の仕組みを民間事業者の方々に拡大していきたいという思いはあるんですが、それをどうやって、やっていったらいいかということでご審議いただきたいと思います。

参考資料として、後ろの方に参考資料1から4を付けさせていただきました。これらの資料を通じまして、私どもの方から申し上げたいところは、割高な再生可能エネルギーによる電気に対するコスト負担のあり方であるとか、再生可能エネルギーの利用拡大の推進策のあり方についてでございます。

まず、参考資料1をごらんください。

東京都再生可能エネルギー戦略、これは平成18年3月に発表したものでございます。こちらは東京都としての再生可能エネルギーの考え方ということを示しているんですが、裏面の下3分の1ぐらい、円グラフのすぐ左側のところに、施策の方向ということで、東京都としての再生可能エネルギーの利用推進に向けて、需要の創出（需要プル型の施策展開）ということ掲げさせていただいております。下線を引かせていただいたところですが、東京は、エネルギーの大消費地として、都内のみならず、都外の再生可能エネルギーも積極的に利用して、日本全体の再生可能エネルギー対策や市場を牽引していきたいという考えを持っております。

具体的な取り組みとして、参考資料2に、都が進める電気のグリーン購入ということがございます。

都としましては、環境に配慮した物品の調達ということを行って、「東京都グリーン購入推進指針」を設けております。電気のグリーン購入ということでこの指針の中に位置付けて、東京都としては再生可能エネルギーによる電力を購入しようとしているということでございます。

2つ目として、「東京都グリーン購入推進指針」の対象品目に電気を追加いたしまして、再生可能エネルギーを5%以上含む電力の購入を、「配慮が望ましい水準」として位置付けて推進してきました。その方針に基づきまして、平成17年6月には、東京文化会館において実施例がございます。

今後の展開ですけれども、「配慮が望ましい水準」という努力義務のところから、今後速やかにルールの特明確化を図って、対象となる施設の電気のグリーン購入を義務化していく予定でございます。これは都庁内の取り組みということでございます。

平成19年度の重点事業におきましても、都庁舎や電力自由化対象施設におけるグリーン電力購入や、都庁施設における太陽光発電設備の設置ということを掲げさせていただいております。

今後さらに民間企業等への拡大ということをやっていききたいということでございます。

参考資料2の裏面をご覧くださいなのですが、コストが高いということに関する資料を掲げさせていただいております。

真ん中のところ、燃料種別ごとにどれぐらいの発電コストの違いがありますということが書いてありまして、その上の、再生可能エネルギーのところは、RPS法上で取り引きされた価格ということで、資源エネルギー庁の資料から参照させていただいております。

このように価格の違うものではありませんが、東京都としては、他県でできたものなども含めて積極的に利用していくということで、グリーン電力証書の購入ということもやっております。こういったものをどんどん積極的に使っていくということをやっております。

参考資料3は、グリーン電力証書の仕組みと課題ということで掲げさせていただいたんですけれども、仕組みといたしまして、例えば発電電力量が2,000キロワットのものでしたんですけれども、発電方法は太陽光発電でできたものということが表示されておりまして、こういったものを購入することで、この場合はゼロカーボン式、東西南北写真展のときにやったんですが、写真展で使われている電力に相当する分は、グリーン電力として調達いたしましたという仕組みになっております。

制度上の課題としまして、参考資料3の下の方、4番のところにあるんですが、下線を引かせていただきました。

この契約に基づき弊社へお支払いいただく委託費というのは、これはまさにグリーン電力証書の代金ということになるんですけれども、この代金が税務上寄付金として扱われる可能性があります。これは日本自然エネルギー株式会社ホームページより抜粋したのですが、グリーン電力証書の代金は、現在、電気代として扱われなくて、寄付金扱いになってしまう。つまり損金に算入されないという扱いになっていることで、寄付してまでやろうという取り組みがなかなか進まないという状況もございます。

参考資料4をご覧ください。こちらはエネルギー環境計画書制度について掲げさせていただきました。これは東京都で実施している制度でございます、一般電気事業者さんと特定規模電気事業者さんに、制度の対象として報告をいただいております。

この制度の実施状況ということで、一番下の棒グラフをご覧いただきたいと思います。それぞれの電気事業者さんごとに1キロワット/時当たりの排出されるCO₂量が、こういった分布で違っているという状況がございます。この中でCO₂排出量の少ないものを使っただけならば、それだけCO₂排出量は減りますし、排出量が多いものを選択されますと、CO₂排出量が、同じ電気の量を使用しても増えてしまうという状況がございます。

以上が第1の論点で、再生可能エネルギーの利用拡大に関する参考資料として、情報提供をさせていただいたところでございます。CO₂排出量を少なくするために割高になっているような電力が積極的に利用される仕組みをどのように推進していくのかというところが、論点の第1点目でございます。

引き続き、論点の第2点目でございますが、業務・産業部門対策ということで、参考資料5を付けさせていただきました。これは地球温暖化対策計画書制度の概要でございます。

これは大規模のところを対象にやっているということで冒頭申し上げましたが、制度の対象となっておりますのは1,300事業所で、都内の産業・業務部門のCO₂排出量に対しては45%ほどカバーしております。中小のところまで広げていって、これを何とか50%を超えたいというところもあるんですけれども、この対象になっている事業者さんの取り組みというものをどのように質を上げていくかということも、第2点目の課題として掲げさせていただいたところでございます。

1枚おめくりいただいて、参考資料5の2ページをご覧いただきたいと思います。

2の、制度の実施状況というところで、当初、計画書案が出てきたところでは、A以上が48%、BorCが52%だったんですが、最終的に計画書として確定した段階では、BとCがそれぞれ0.5%、1%ということで、ほとんどがA以上になったというのが現状でございます。

そのちょっと上のところにAAからCまでの評価基準の表が出ていますけれども、Aというのは、基本対策をすべて計画化した計画がAである。基本対策というのは、都が基本的に取り組むべきものとして提示させていただいた投資回収3年以内の一般的な対策ということで、初期投資したものが3年で回収できる対策というのを基本的な対策として掲げさせていただいて、4年以上かかる対策をやっていただくということになりますと、より程度の高い対策だという評価になります。

こういった取り組みをしているところなんですけれども、3ページをご覧くださいますと、床面積当たりのエネルギー消費量はばらつきがございまして、平均値は黒い線で示したところでございます。この平均値よりも上にいる事業者さんもまだいらっしゃるということで、大規模の事業者さんではあるんですが、CO₂の排出量やエネルギーの消費量をどうやって落としていくかというのがなかなか進まないということで、課題となっております。

以上が、業務・産業部門対策について、どのように環境配慮型設備の更新を促していくかというところの参考資料でございました。

3番目といたしまして、業務・産業部門対策ですけれども、どのように中小規模の事業者に対策を広げていくかという課題でございます。

条例に基づいてやっております地球温暖化対策計画書制度ではあるんですけれども、その対象規模未満である中小規模の事業者を対象としていきたいんですけれども、どのようにやっていくのがいいのか。また、仮に条例によって今より中小規模のところに計画書の策定を義務付けた場合、計画書を策定する段階で、高いレベルの取り組みは無理ですと、あきらめられてしまうと対策が進まないということがございまして、自主的に、より積極的な削減を進めていけるかということも課題でございます。

それに関連しまして、参考資料の6から8を付けさせていただきました。

参考資料6でございますが、中小企業の状況ということで掲げさせていただいております。CO₂排出削減に向けた取り組みというのが、中小企業にとっては新たな設備投資などに当たってくるものですから、そういう新たな取り組みをやる状況があるのかということ

ここで見てみますと、中小企業の戦略志向というところに掲げさせていただいたんですが、従業員の規模別に見まして、小規模のところだと、なかなかそういう新たな取り組みは行われないんですが、100人以上のところだと9割以上が現に行っているということが出ております。10人以上のところではいいますと、半数以上が取り組みはやると言っているという状況だということがわかっております。

参考資料6の2ページ、新たな取り組みを行うに当たって重視している事項ですが、こちらのグラフをご覧ください。最も重視しておりますのは、市場動向とか得意先の動向を重視してしまっていて、実は資金調達ということを重視しているのは6番目のところにあります。お金の調達ということよりは、むしろ市場の動向を見て、あるいは得意先の動向を見てやっていくということではあるんですが、なかなか環境面での取り組みというのが実際の取り組みにつながらないという状況がございます。

新たな取り組みを行う場合にリスクを冒してでも取り組むかどうかというのが、3ページでございます。「リスクを冒しても取り組む」、「ある程度のリスクは覚悟する」、この2つを合わせますと、ほとんどの会社さんがリスクをある程度覚悟しているというところがございます。

このような中小企業の状況がある中で、環境対策を中小企業に積極的に行っていただけるように、どのように仕組みを組んでいけるだろうかというところが、私どものぜひご審議いただきたい点でございます。

参考資料7ですが、こちらは環境省の資料から抜粋させていただきました。ISO14001の環境認証の取得状況なんですけれども、どんどん右肩上がりです上がっている。

取引先の環境に配慮した事業活動についての考慮状況というところでも、考慮して調達などを行っているというところがふえております。

資料7の2ページ、東京都の取組事例として掲げさせていただきましたのは、物品買入れ等競争入札参加資格審査におきまして、ISOの取得状況審査などを行わせていただいております。

別紙2として付けさせていただきましたのは、トヨタさんのグリーン調達ガイドラインより抜粋したものです。取引先に対して、それぞれの取引先種別ごとに丸印を付けたようなものを提示していただくということを求めておいでのようでございます。

4ページ、5ページ、6ページは、同様に具体的に書いたところがございます。

参考資料8、CLO・CBOの仕組みでございますが、これは中小の事業者さんが環境

の取り組みをやりようとしたときに、なかなかお金が調達できないのでできませんというようなどころがあるかと思ひまして、中小の事業者さんがお金を調達するための仕組みとして、東京都産業労働局の方で実施している取り組みでございます。

C L O（ローン担保証券）とは、融資債権を裏付けとした証券を投資家に販売することで、金融市場から資金を調達する手法です。小規模のものを集めまして、中小企業が束となって仕組みと工夫を加えることで投資家からの資金調達につなげているという手法でございます。

C L Oは融資債権を裏付けとした証券ということなんですけれども、C B O（社債担保証券）は、中小企業が発行する社債を束ねて投資家に販売することで、金融市場から資金を調達する手法ということになっております。

このように中小の方々の資金調達というのはさまざまな仕組みが出てきているところではあるんですが、こういったものも参考に何とか資金を調達していただいて、それが環境対策の投資に向かっていく仕組みができないだろうかというところで悩んでいるということでございます。

参考資料9をご覧ください。家庭部門のところ掲げさせていただいたマンション環境性能表示制度の概要ですが、満点で星印が12点まで付く制度でございまして、この取り組みを進めてきたところ、3ページの下のところ星印の意味というところがあるんですけれども、星3つが、環境配慮が最も優れた水準として評価させていただいております。こういった評価をすることによって、4ページをご覧ください、平成17年9月から平成18年3月の間に評価したものでは、建物の断熱性の要素では星3つのものが12%だったのが、後期のものになりますと18%に増えているというように、環境性能表示というものがマンションを購入される方の評価の目にさらされるということ、あるいは、これと関連しまして、利率の優遇という金融商品もあらわれたということなども背景といたしまして、マンションの環境性能というのが、どんどん高い評価が得られるものが増えているという状況がご覧いただけだと思います。

参考資料10は、環境省の資料からの抜粋でございます。今なぜ温暖化対策に取り組むべきなのかということについて掲げられております。

1枚おめくりいただいたところに、深刻な温暖化影響を回避するには、温度上昇を2以内に抑える必要があります。これが国際的な共通認識になっております。

次のページに、2以下に抑えるには、2050年の世界全体の温室効果ガス排出量を、

1990年レベルの50%以下に削減する必要があるという試算がありますということが、こちらに掲げられております。

私どもの方からきょうの議論の参考にとということでお付けさせていただいた資料の説明は以上でございます。

本日の会議では、温暖化対策を効果的に進める経済的手法の活用につきまして、ただいま説明させていただいたポイントを中心に、それぞれのご専門の立場から具体的なご意見をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

神野座長 ただいまご説明がありましたように、きょうの調査会では、温暖化対策について、経済的手法の活用に関して皆様方のご意見をいただきたいということでございます。

そして、テーマは大きく3つに絞られておりまして、まず、再生可能エネルギーの利用拡大策というテーマについて、経済的な手法のあり方を議論していただく。お知恵を拝借する。それから、もう1つは、業務・産業部門の対策について、大規模事業者を対象にしたものと、中小規模事業者対象のものというふうに、2つの観点から業務・産業部門の対策についてお知恵を拝借するということが、事務局から提起していただいている本日の審議課題でございますが、こうした課題の設定そのものについて、何かご質問があればちょうだいしておきたいと思っております。

なければ、最初の議題から入りたいと思っておりますが、よろしいですか。きょうはこの3つのテーマについてご意見ないしはお知恵を拝借するということで進めさせていただきます。

それでは、まず第1番目、再生可能エネルギーの利用拡大策についてでございますが、今、事務局の方から参考資料1から4までご説明いただいて、電気のグリーン購入の仕組みを民間事業者にどのようにして拡大していけばよいのかというような点を中心にしながら、少しご意見、お知恵をいただければということでございますが、いかがでございましょうか。

都の戦略ないしは参考資料4までで、ご質問から入っていただいても構いませんし、ご意見をちょうだいできればと思っております。

原委員 一番最初の、再生可能エネルギーと言った場合、グリーン購入とおっしゃったんですけれども、かつて通産省が発電の意思を持っている企業はどれくらいあるかという調査をしたときに、東京のレベルで120社くらいあったように記憶しているんですけれども、これは多分普通の発電様式じゃなかったかと思うんですが、どんな形のグリーンエネルギーといえますか、供給側の現実はどこなところがどんなものを計画しているんです

か。ごく簡単でよろしいんですが。

小原副参事 現に今、グリーン電力証書といった形で供給されている電力といたしまして、これは一つの例ですけれども、太陽光発電とか、大口のところでは風力発電で発電された電力が多くなっております。例えば銚子の方とか、あるいは東北の能代の方、風力のほかに申しますと、農場から出てくるバイオマス資源を活用したバイオマス発電からの電力というのもの、グリーン証書化されて供給されているということがございます。

原委員 これはマクロな意味での疑問点なんですけれども、前からいろいろな審議会で問題になってはいますが、温暖化対策として原子力発電をどうするかという問題があって、本来、23基増設というふうな初期の計画があって、これが大分批判されて、だんだんだんだん減ってきてまして、今どれぐらいになっていますか、原発推進策と、オルタナティブなエネルギーの助長策というのは、マクロな意味から言うと矛盾をしているような気がするんですけれども、そのあたりは何か特段のお考えはありますか。

大野企画担当部長 原子力発電もCO₂を発生させないという意味におきましては、地球温暖化対策に貢献する部分があるわけでございますけれども、これにつきましては、今年、国の方におきまして、国家エネルギー戦略というのがございまして、この中で大体30%から40%程度で維持をしていくということになっておりますので、今後、日本におきまして、CO₂の排出を抑制するという意味で、特に力を入れて推進すべきものとしては、再生可能エネルギー、太陽光、バイオマスになっておりまして、国の方でもRPS法という法律をつくりまして、電気事業者に現在1.35%の水準を2010年までということになっておりますが、その中でも対象になっているのは原子力発電ではない再生可能エネルギーですので、我々の方としても、グリーン証書の対象としましては、それを対象にしていくというふうに考えております。

原委員 原発は現実問題として住民投票にかかって、全否定みたいな形で、既にあるサイトでの増設といえますか、エネルギーの転換はあり得ると思うんですけれども、今おっしゃったような意味では本当にそういう認識だろうと思いますので、結構でございます。

それから、もう一つ。例えばかつてカリフォルニアで風力発電を事業化していったときに、たしかレーガン政権のときだったと思うんですが、PURPA法というものをつくって、例えば思い切った税の控除を進める。あるいは、償却を随分優先して早めるということをして州政府と連邦政府が同時にやって、ご承知のようにカリフォルニアに集中的にそういう産業が起こっていったんですけれども、東京都としまして、東京都プロパーの権限と

いいですか、行政の領域の中で、思い切った施策というのが何とか出てまいりましたけれども、こういう可能性について検討されたことはございますか。

大野企画担当部長 まさにその辺の可能性について、今日、色々ご意見をいただければと思います。

神野座長 主としてご意見をいただきたいのは需要プルのお話だと思うんですけども、供給サイドの方は特に今のところはないわけですね。

大野企画担当部長 今のところ我々の方で進めている施策はございません。

藤井委員 グリーン電力証書等を買っている企業もありますね。ただ、現実には通常の電力に比べてコストが高いわけですから、社会貢献なり、あるいはCSRとしての意味合いで買っているところが大半だと思います。経済的手法を導入する場合、コストの高いものを入れるというのは、景気のいいときには社会貢献として対応できるわけですが、経営上は追加コストを払うために、景気が悪くなると、社会貢献だけでは持続が容易ではありません。ですから、結局はコストを下げるような、今の流れで言えば税であったり、補助金であったり、そういうインセンティブ政策の有無が重要になってきます。

あるいは、何らかの条件付け施策もあり得ます。例えば、参考資料7の裏に出ている、物品買入れの入札とか、あるいは他の入札のときに、入札条件にグリーン電力購入実績を条件化してしまうという方法です。現在のISO14001取得の有無だけではなくて、グリーン電力を5%購入している企業でないと入札資格を得ることができないとする。そういう強制規定、それでグリーン電力購入へのインセンティブを付けるということですね。そういうインセンティブも条件付けもなくとも、自主的に購入しなさいと言っても、余裕のあるところはやるでしょうが、景気が悪くなると大半の企業はやれないし、ましてや中小企業はとてもやれないということになります。

竹田委員 実は私どもはグリーン電力証書を活用している企業です。神奈川県南足柄に工場をつくりましたときに、クリーンなエネルギーを使用したいと思いまして、足柄山の上なので、あの辺に風車をつくれれば電力ができるんじゃないかと、素人考えをしたんですがうまくいかないということがわかりまして、能代とか、田代平ですか、日本自然エネルギー株式会社の風力発電による電力を購入しています。神奈川工場で使用する電力の2割にあたる330万キロワットぐらいなんですけど、ビールを製造するのに使っているんですよということでやっております。

確かにそれが寄付金という扱いになるものですから、ちょっとそれはいかがかなと思

ます。私どもはビール会社でイメージを大切にということでやってはおりますが、企業としては最後はきちんと採算ベースに乗っていくような仕組みが望ましいのではないのでしょうか。

私どもの取り組みで、重油から液化天然ガスへエネルギーを転換しております。ただ、LNGを使うについてもコストがアップする。そこでコジェネの仕組みをつくったりして、より有効なエネルギーの利用ということにして、回収を早めるというようなことでやっているわけですので、そういう回収が見込めるような仕組みというのがやはり必要だろうと思います。いくら初期投資が高かろうが、短期間で回収が見込めるとか、将来いいんだということになれば、皆さん、やってみようかということになるのではないのでしょうか。

もう1つは、そういうことをやっているということをきちんとPRするというか、また、やっている人をほめたたえるという、そういう仕組みも大事だろうと思います。アンケートにも周りを見ながらという答えがあるわけですから、やっている人をみんなでほめたたえていけば、私もやってみようということになるのではないかと思います。

神野座長 私も勉強不足なんですけど、どうして寄付金なんですか。法人税法とか、それぞれの税法で決めているんですか。

小原副参事 法人税の扱いとして損金算入されないで、寄付の扱いになっています。

神野座長 地方税法の中に規定しているんですか。条例ではどうにもならない話なんですか。

加藤主税局税制課長 今回の神野先生の質問で言いますと、手元に法律がないんですが、そもそも法人税法にも地方税法にも恐らく何も書いていないんです。電気料金として扱うためには、電気事業法に基づいた料金設定がされておりますから、その部分については料金として見れるけれども、それ以外に環境に対して企業として一定の負担をするというのは、それは対価ではなく、言ってみれば企業の社会貢献活動の一環としての寄付金だと。そういう認定を国税当局がしている。地方税についてもそれと並行の扱いになりますので、課税対象になってしまう。こういうことであろうかと思います。

神野座長 それは税務執行上の取り扱いでやっているわけですね。

加藤主税局税制課長 事実上、そういうことになります。

神野座長 どこかでだれかが起こさないとだめですね。訴訟に持っていくとか何とか、日本の体系から言うとそういうことですね。不服申請をすればいいんですか。

加藤主税局税制課長 不服申請をして、例えば国税不服審判所で認めればいいですけれ

ども、現行の扱いでは、あくまでも寄付金だという認定はそう簡単には覆らないだろうと思います。

神野座長 にわかに理解できないところもあるんですが、わかりました。

それで、今ご意見をいただいた問題について、最初のご質問で、コスト高とか、入札などのときの条件などについては、何か対策など具体的な例があるんでしょうか。それともそれもここでちょっと考えてくれという、そういう話になりますか。

小原副参事 入札などの条件の例ということで申しますと、参考資料7に、東京都としては物品買入れ等競争入札参加資格審査のところで、例えばISOの取得状況などを審査させていただく。東京都よりももっと厳しい審査を行っているのは民間企業の方には多数あるところがございます、1つの例としては、こちらに掲げさせていただきました別紙2のようなものがございます。

神野座長 藤井委員のご意見について、そういうことに絡んで何かございますか。

大野企画担当部長 参考資料2でご説明申し上げましたが、現在、東京都がやっている仕組みをもうちょっと丁寧にご説明申し上げます。

東京都はグリーン購入の仕組みを持っておりまして、その中で再生紙でありますとか、そういうものについてはやってきたわけがございますけれども、これに電気についても加えました。その背景にはもともと電気の自由化というのがございまして、電気が自由化してくると、何も条件をせずに入札をしてしまいますと、安かろう悪かろうという、値段は安いんだけど、排出係数の高い電力が入ってきてしまう。そういう懸念がございまして、試行的に始めたのが電気のグリーン購入でございます。これは、電気を購入する場合には、5%については再生可能エネルギーで供給した電気を一緒に入れてくださいというものにしようということでございます。

これを始めまして、実際に電力自由化をして、入札をした例が幾つかございますが、東京都では、3番のところに書いてございますが、平成17年6月に、東京文化会館の入札に関しまして、実際に5%供給が行われるという例がございます。

ただ、これはごく一部でございまして、これまで約10件ばかり電気の入札をやったわけでございますが、そのうち1件だけが実際に5%が入った。と申しますのは、現在のグリーン購入というのは努力義務で、やればやってくださいということなので、なかなかうまく回らないということです。

それにつきましては、今、我々の方としましては、入札をする場合には必ず5%をセッ

トにして購入する。そんなふうにルール化しようとしておるわけでございます。都の場合、一応こういうルールをしたんですが、ここまで明確に決めているところは民間ではないようでありまして、その辺をどうやって拡大していけばいいのかというあたりは、まだ今後の方針は決まっていないということです。

藤井委員 今のご説明はもちろんそのとおりですけれども、それは都が5%分のグリーン電力を買うということですね。私が言っているのはそれだけではなくて、いろいろな物品調達だとか、あるいは事業の発注等の審査のときの入札資格要件に、ISO14001と同様に、例えばその企業がグリーン電力をどのぐらい買っているのかという基準を付けて、そこで入札参加者をセレクトするやり方です。そうするとグリーン電力の購入企業がもっと広がります。都がグリーン電力を買う容量は限られているわけですが、都はいろいろ物品購入や事業運営などの契約をたくさん抱えているわけですから、都が直接買う電力よりも、都との契約を通じてグリーン電力購入需要が大幅に広がる気がします。

大野企画担当部長 先行きのこととしてはそういうオプションもあり得るかなと思うんですけども、現状ではそこまでやっている企業はほとんどない中でそういう要件を付けると、そもそも入札が成立しないということになってしまうおそれも非常に高いと思いますので、今の段階では実践的なそういうオプションをとることはかなり困難ではないかと思えます。

神野座長 竹田委員のご意見というか、税法上の問題だとすれば、環境にいい行為をしようとしているときに、現在、税法の中にそれを促進するような基準を入れた方が、税の公平性に適合的だという、公平の基準を1つ入れておかなくちゃいけない。これまでの税の仕組みの中に入ってこなかった「環境」という字句を入れなさいということは言える話ですよ。

ただ、今は運営上の話だから、運営上などについてもそういう配慮は適切にというか、考え方を変えた方がいいということを行うこと自体は、加藤課長、特に問題はないんですよ。税法に問題がありますか。

加藤主税局税制課長 税法上は、グリーン購入の部分については料金ではないという認定をしているわけです。それはなぜかというと、電力料金を決めるに当たって、製造原価をトータルで見ているわけです。ですから、例えばグリーン購入の対象になるようなものについては原価計算をして、これは割高なんだから料金を高くしますという、そういう設定をすれば、恐らく国税当局もそれは損金ですよと言ってくれると思うんです。ところが、

今は電力料金の体系がそうになっていないので、少なくともわざわざ高いものを、料金としてではなく、言ってみればお金を出しているんだから、それは寄付金としてしか認定できませんと。こういう趣旨だろうと思います。

神野先生がおっしゃるように、例えば租税特別措置を設けて、こういった特定のものについては損金算入を認めますというのは、制度的に全く考えられないわけではありませんし、そういった要望を、例えば東京都がするかどうかは別にいたしまして、業界なり産業界、あるいは環境保護団体といったところからご要望を上げることについては、私は問題はないと思っております。ただ、現状では料金ではないという認定を覆すのはなかなか難しいのかなと思います。

神野座長 難しいですか。ほかに影響を与えますか。一般的にはほかに影響を与えなければそう難しい話ではないと思うんですが。

加藤主税局税制課長 環境が大事なのはわかるんですけども、なぜそこだけ特別扱いするか。

神野座長 ほかに影響を与えるような問題はありますか。

加藤主税局税制課長 あるというふうに国税当局は思うんじゃないですか。そうしますと、今、寄付金としていろいろ否認されている経費の部分が、かなり影響が出るだろうという認識は持っていると思います。

神野座長 わかりました。それはまた議論するにしても、やっていることに対して、証書や何かを含めて、広く世間に知れ渡るような仕組みというもの、これはここでのアイデアの事項になりますか。それとも何かあるんですか。

小原副参事 ここでいただいているアイデアを踏まえて、東京都としてそういう取り組みを見えるようにするというのは1つのアイデアだと思って、今伺っているところでございます。

大塚委員 グリーン証書をたくさん買っていらっしゃるということで、大変結構なことだと思います。これはどのくらい買っていらっしゃるのか、ちょっとお伺いしたい。

それは数字の問題ですので、後でお答えいただくとして、国の方もいろいろなことをやろうとしているわけですが、都がこの点に関してモリードをしていただくと大変ありがたいと思いますし、恐らくそういう気概を持ってやっていらっしゃるのではないかと思いますので、先ほど藤井委員がおっしゃったことは、5%が無理なら1%でもいいんですけれども、何らかの形でおやりになっていただくと、恐らく非常にインパクトがある

んじゃないかと思えます。

前に税とか検討した時期もあるんですけども、それがなかなか難しいとしても、入札のときに条件にするぐらいのことは、まさに都が最初におやりになれることではないかと思えます。

もう1つ、都にもしやっていただけるとすると大変ありがたいと思うのは、住宅についての太陽光の補助金の問題ですけども、ご案内のように国の方はこれを今カットしてしまいましたので、ドイツに世界一の座を奪われました。それ自体は別にどうということはないんですけども、太陽光というのは、恐らく環境の問題だけではなくて、今後の我が国の経済における技術の発展にとってもかなり重要なものがございますので、補助をするだけの経済的な意義もかなりあると思えます。国は今ちょっと動きが取れないようなので、都で先に補助をしていただくと、国もやらざるを得ない状況になるのではないかと思えますので、もしご検討いただける大変ありがたいということでございます。

大野企画担当部長 全体的な枠組みといたしましては、東京都は来年早々から、2016年を目指して、地球温暖化対策をもう1回強化し直すというふうに考えております。その柱としましては、省エネルギー化を推進することと、再生可能エネルギーの導入促進というのがあります。再生可能エネルギーにはいろいろな種類がございますけれども、実際に東京の中でつくるというふうに考えますと、風力発電は立地場所のこともございますので、太陽光、あるいは太陽熱ということになるかと思えます。その推進をまさに検討開始をしているところでございまして、その一環としてきょうもご意見を伺っているわけでございます。

ただ、国が補助金をやめたので、単純にそれを代替するというのはあまりにもできないという感じもいたしまして、実際に東京の実情に合い、マーケットとうまく連動しながら、どんなふうな形でやれば最も効果的な太陽光発電なり太陽熱ができるかというあたりを、まさに知恵を絞っているところでございます。その一環で、いろいろな方法について、きょうお話をいただければ大変ありがたいと思っております。

大塚委員 ぜひ検討していただければと思えます。できないのは、むしろ補助金をカットしたことができないというふうに一般的には言われていますので、単純であってもそれほどまずい方法ではないと思えますが、ご検討いただくと大変ありがたいと思えます。

神野座長 補助金を出す方法というのは、需要サイドで何かあるんですか。東京都がやるとしたら、消費行為というか、そっちで付けないと話になりませんかよね。

小原副参事 住宅に設置される段階でということです。

神野座長 それは太陽光だけですよね。今、企業側や会計部門を含めて、需要サイドでプル行為をやろうとしているわけですね。その出し方というのは、今のお話はたまたま太陽光が生産と消費が同時に行われるから、くっつけられるわけですね。

小原副参事 注目しているところは、生産できる太陽光パネルの規模ですとやってきたということがありますから。

神野座長 太陽光の問題も含めて、需要サイドで購入価格を引き下げてあげる施策というのは、ほかに思い付かないのでしょうか。今、需要サイドの話をしているんですよね。太陽光であれ、風力であれ、何であれ、いろいろなものをやるときの、先ほど来出ているコストを引き下げる方法の手法が問題なわけですね。

東京都の場合には、供給側が太陽光のように同時の場合にはうまくいきますけれども、大抵の場合は外にあるわけですね。そうすると、需要側で何かやっていくというと、消費行為にサポートしないとだめですね。

小原副参事 今おっしゃっているのは、例えばの話になってしまって恐縮なんですけれども、パネルを設置するとか、風車を立てるとか、そういう供給サイドのことではなくて、そういうところで発電されたものを例えば証書として買われる、都内の事業者さんが、都内での電力消費として証書を調達した場合に、その調達費用に対して、まさにそういう需要のところで何か価格が下がるようなシステムということですか。

神野座長 補助金で考えられるのは、そうする以外にないわけですね。

大野企画担当部長 太陽光発電で国の方で今までありましたのは、消費者が設置をする場合に、設置費用についてなにがしかの補助をするというのはございました。それが昨年度、打ち切られました。

現在残っているサポートする仕組みは、東京電力が自発的にやっている仕組みがございまして、これはどういう仕組みかと申しますと、太陽光発電というのは夏の暑い最中にいっぱい発電するわけで、そうすると余るわけです。その余ったものを東京電力が買い上げるという制度がございまして。これは1キロワット時当たり22円だったか買い上げられております。東京電力から一般の家庭が買う価格と同じ値段で買い上げるわけですが、東京電力の立場からいたしますと、太陽光発電がなければその分は火力発電所から買うわけです。火力発電所から買いますと4円ぐらいで買えるわけです。差の19円ぐらいを東京電力が持ち出して補助をしているという形になります。それは現在残っているとい

うか、有効に機能している、そういう意味では消費者側を支援する仕組みということになります。

神野座長 僕も詳しくないんですが、生産行為と消費行為が同時に行われていないと、太陽光を使った発電のようなものでないと消費段階での刺激は難しいので、補助金とか何とかはほかにはないんですね。証書みたいな形を使ったことをしないと、消費行為について何らかの形で刺激をするような補助金を出すというシステムは、発電以外はちょっと考えられていないということですね。

小原副参事 電力以外のエネルギーとして、バイオマスを活用したエネルギーというのがございまして、これは来年度、予算組みをしているところなんですけれども、都バスがバイオマスでつくったディーゼル燃料を試験的に導入してやっていこうということを組んでおります。これは実は価格が普通の軽油より高くなる予定でございまして、言ってみればそういう消費を支援するために、都として差額に相当する分の補助を今組もうとしている。そういう例はございます。

神野座長 大塚委員、お帰りになる前に、ほかの課題について何かあれば。

大塚委員 ほかの議題で申しわけありませんが、地球温暖化対策の計画書制度について、参考資料5の3ページあたりが少し気になりましたけれども、これも先ほどおっしゃっていただいたように、エネルギー消費原単位が非常に高い事業所もあるので、これをどうしたらいいかというのが重大な問題のようなんですけれども、先ほど藤井委員がおっしゃったことは、多分それに対する1つの解決だと思うんです。

もう1つちょっと気になるのは、国の方で算定・報告・公表制度の方が入ってきて、来年からたしか施行されるので、それによってこれが少し影響があるかもしれない、その辺の国の政策との関係を見ながら、都独自の政策をぜひ打っていただきたいと思えますけれども、やれることというのは、税とか、排出検討比はちょっと無理だとすると、いろいろ周りをぐるぐる回っているようなことをしなくちゃいけないんですけれども、大体出尽くしてきているような気がしますけれども、さっき藤井委員がおっしゃったことはかなり重要な1つの方法として残っているのではないかと個人的には思っています。

下村委員 ちょっと素人質問で気が引けるんですが、電気の売買の仕組みを十分理解していないのでお伺いしたい点があるんですけれども、グリーン購入のことで事例として文化会館の例を挙げておられたり、それから、企業単位で購入を選択できるという話がありましたけれども、例えばマンションの面開発みたいなものの中で再生可能エネルギーを購

入する、そういったような仕組みがもし可能であれば、先ほどの例えばマンションの環境性能表示みたいなものに組み込んでいったりとかということもできると思うんです。

あと、マンションの管理組合なんかがそういう意思決定ができるような仕組みであれば、最初にお金の仕組みが変わってきていて、わりと一般の人に訴えた方が効果的だという話がありましたけれども、そういった仕組みを乗せられるのではないかと思うんです。

私なんか全然そういう情報を知らないんですが、情報をアナウンスして、例えば各マンションでクリーンなエネルギーを購入するということが可能であれば、もう少しそのアナウンスをしたりとか、少なくとも最初の面開発あたりのところで事業単位で選択が可能であれば、マンション性能表示に組み込んだりということが出来るんじゃないかと思うんですけれども、そういう可能性はほとんどないんでしょうか。

山本環境配慮事業課長 今、マンションでの再生可能エネルギーの導入ということですが、可能性としては、マンションの場合、個々の区分所有者が使う電力についてはそれぞれが電力会社と契約をしているという形が大多数だと思いますので、共有部分に使う電力について、例えば太陽光発電で賄うとか、そういったことはやり得るのではないかと思います。

あと、最近の事例としては、マンションが独自に変圧器を導入して、管理組合として電力を購入するようなケースも出てきておりますので、ちょっと特殊な事例ではあるんですが、そういう中で再生可能エネルギーというか、グリーン電力を購入するような取り組みをやっていくということも、やり方としてはあり得るのかなと思います。ただ、実態としては、民間の分譲マンションでそういったものが導入されているというケースは、今のところないかなという感じを持っております。

下村委員 制度的にはマンションが購入するということは可能なんですね。そのときに仕組みとして変圧器のような仕組みが若干必要になってくるということですか。購入する際の技術的な問題として何かやらなければいけないのか。

山本環境配慮事業課長 その辺はあまり詳しくないんですが、管理組合が一括して電力事業者と契約して受電をして、その後、管理組合が個々の区分所有者に配電するというような仕組みになりますので、通常受電の形とはちょっと違ってきます。管理組合側の管理能力といいましょうか、実際には管理を委託する会社がある辺を面倒を見る。そういう形ですと、当初、マンションをつくる時からそういう設計をしなければいけませんので、デベロッパーがそういった形でマンションをつくる形があり得るので、やり方としては現

実にはあると思います。

現実に今やっているケースですと、直接購入する方が電力料金が安くできるということ
をメリットにして、そこは省エネルギーではなくて省コストなんです、省コストでそう
いう電力の調達の仕方をしているマンションも、ごく一部ですけれども出てきているよう
です。

下村委員 恐らく再生可能エネルギーというのはわりと小口のエネルギーになってくる
し、産直のシステムのようなものができてくると、もう少し大きく広がる可能性もあるの
かなと思うんです。だから、そういうことを刺激するようなアナウンスをしたり、補助金
ばかりじゃないですけれども、電気のシステムの切りかえに対して多少補助をするとか
というようなことができればもう少し広がりそうな気がします。

原委員 ご参考までに。私は昨年、自分の家の屋根の上に家庭用としては一番大きい1
6キロワットを設置したんですが、そのときはいよいよ経産省の補助金が打ち切られる手
前で、たしかキロワット4万円ぐらいの補助金が出たと思いますので、20数万だったと
思います。

そのとき三洋電機という関西系の企業のセールスマンが入り込んでいて、それと交渉し
てセットしたんですけれども、立川を中心にして、私のところは国立なんですけれども、
国分寺、国立、立川、東村山で大体1,600戸売ったといいますから、かなりの売れ筋で、
取り付けに来た電気会社の人、今、工事が全部それになっていると。太陽光設置という
のは自分たちにとっては一番大きな仕事になっていると。まだ補助金がかすかに残ってい
るときですけれども、かなりの普及度というか、そういう認識である。セールスマンに言
わせると、やっぱり環境ですねと言って、やってくれる人が多いと。セールスマンの言う
ことだからよくわかりませんが、そういう人が多いということです。

大体250万だったか、200万円だったか、忘れましたが、それぐらいで、こっちに
入ってくるのは1カ月平均で7,000円ぐらい、東京電力に売って、東京電力が1カ月で
私に払うお金が六、七千円ですから、年間にすると7万か8万ぐらいになる。そうすると、
私はどうも経済感覚がないんですけれども、今はゼロ金利ですから、かなりいい投資にな
るかもしれません。だけど元が10年ぐらいでだめになったら何もなりませんけれども、
反応はかなり確かなものがあるようです。

大野企画担当部長 マンションの話ですけれども、再生可能エネルギーなり何なりで発
電した電力を直接物理的に持ってこようと思うと、今お話ししたように、いろいろハード

の設備だけじゃないという問題がございます。だから大変であるということで、そこを突破するためにつくられた仕組みがグリーン電力証書でございます。参考資料3にございますが、電気自体の物理的な流れとは別に切り離して、環境の価値だけを移転をするという仕組みですので、そういうことであればマンションの管理組合が、このマンションで使う電気についてはグリーンにしようということであれば、ハードの設備は一切手を加えることなく、証書を買うだけで買えるということでございます。

藤井委員 私も、もうしばらくしたら出なければいけないので発言させていただきます。今の点なんですけれども、マンション環境性能表示制度及び建築物環境計画書制度は非常にいい制度だと思います。不動産取引の不動産鑑定の中に今や環境評価も入ってくる時代です。けれども、土壌汚染やアスベスト等のマイナスの環境評価だけではなくて、プラスの環境評価、つまり、ビルそのものが非常に省エネであるとか、代替エネルギーを使っているとか、あるいはその結果として、耐久性が高いといったプラス評価を鑑定の中に入れさせるような流れを政策的に作り出す必要があると思います。「グリーン・ビルディング認証制度」ですね。アメリカ等では結構進んでいるようで、不動産取引の時価評価に加えて、そうした環境認定を新築、改築、増築のビルだけではなく、既存のビルなどについても認定を得ることで、物件の資産価値がアップするということになれば、所有者はプラスの経済価値を得るわけですから、環境配慮へのインセンティブが高まると思います。

それから、マンション環境性能表示制度はもう少しPRしないと、ほとんどの都民は知らないんじゃないかと思います。それに一般の人は「自分のマンションが星12個」といっても、それが実は自分のマンションの価値をすごく高めている意味なんだという、理解にまで十分行き渡っていないのではないのでしょうか。ですから、自分のマンション資産を高めるような制度の普及と啓蒙をぜひ東京都がもっと主導していただきたいと思います。こうした施策は、都の資金をあまり出さずに、民間デベロッパーの競争を促すわけですね。

もう1点、指摘したいのが中小企業対策のところですが、中小企業対策は実は非常に難しいテーマです。中小企業にとっては、収益に直結しない環境対策への投資は、結局コストが一番重荷になるわけです。そこで、先の中小企業のアンケートにもありましたが、当の中小企業だけではなく、取引先、大企業、元請等が取引先中小企業の環境対策をどうチェックするかという視点が大事だと思います。大企業にとってのサプライチェーン・マネジメントとしての中小企業の取り組みを促す施策ができないか、もし都に財政余力があれば中小企業そのものに補助金を投じればいいのかと思うんですけれども、そうでない場合には、

中小企業と取引きをする大企業が、環境配慮をしている中小企業との取引きを増やすように促す施策が検討対象になると思います。

実際に、サプライチェーン・リスクを避けるために、取引先の選別を実施している企業は増えています。CSRを重視する大企業ではそうした試みを自主的にやっておられるところがありますので、それを都として奨励したり、評価するような、表彰制度などが考えられます。この場合もお金は大してかかりません。表彰状の紙代ぐらいですね。そのような大企業のCSR的取り組みを、大企業の本社が集中している東京で後押しするような施策をとると、波及効果も大きいのではないかと思います。

神野座長 私は全く素人でわからないんですけども、スウェーデンなんかでは電気というエネルギーはそもそも非常に質の高い、いろいろなことがやれるエネルギーなので、物を温めるということにはなるべく使わないと。エコ住宅が義務付けられている地域などでは、お湯を沸かすとかいうようなことは、そもそも太陽熱でやっているんです。

電力も、日本で言う団地については、街路灯みたいな明かりについて言うと、管理組合がバイオマスの発電所を持っているんです。これはそんなにスペースはないです。非常に小さくてできます。おがくずみたいのを使ったバイオマスの発電所があって、街路灯はそれで済んでしまう。ご存じのとおり暖房は既に公共サービスとして集中暖房されていますので、エネルギーの使い道をわざわざ全部電気にする必要もないわけです。用途によってかなり再生可能でいけるところを工夫できるような余地はいくらでもあるのではないかと。

東京都のような大都会だと、1つのマンション地帯全体をそういうふうにするということは難しいのかもしれませんが、スウェーデンはそういうことをやって初めて原発なんか廃止ということを宣言できるんですね。それは政策をいろいろな意味でかみ合わせることでよってできるかもしれないということだと思います。

再生可能エネルギーの利用拡大策については、時間の関係もございますので、この程度で打ち切らせていただいて、次に、業務・産業部門の対策のうち、大規模事業者対策についてご議論いただければと思います。いかがでございましょうか。

輿水委員 今、資料2を見ているんですけども、地球温暖化対策計画書制度のところ、計画の策定状況が平成17年から21年度の5カ年で6%減というふうに書いてあるんですけども、この中身をもうちょっと説明していただけますか。

山本環境配慮事業課長 6%の詳細というか、詳しいことということでしょうか。

この対象の事業所が1,300となっておりますが、まず昨年度、スタートを切ったとこ

るでは、1,065の事業所が対象になっておりまして、その事業所の、基準排出量と言っていますが、過去3年間のCO₂の排出量の平均を基準排出量ということで算定をさせていただきまして、それが全体で1,200万トンになっております。それを5年間で6%削減するという計画が1,065の事業所から出てきたという形です。削減量としては75万トンということで、5年後には75万トン削減しますという計画になっております。

輿水委員 この計画書は、エネルギーでも電気でも何でもいいんですけども、削減する計画をつくりなさいということなんですか。それで実際に減ることになっている事業所が、計画では平成21年までの5カ年で6%という、そういう意味ですか。

先ほど私が言いたかったのは、エネルギーの問題というのは非常にわかりやすい問題でありながら、実はいろいろな制度が非常にわかりにくいんですね。計画案もわかりにくい。だからその辺がなかなか普及しないということなのかなと。

エネルギー問題が最近急に厳しい状況になってきたということもありますし、いろいろな対策がまだまだ打ち出せていない。検討段階だからだと思うんですけども、結局普及しない最大の要因は、わかりやすい制度じゃない。何となく得したという実感があまりない。逆に言いますと、わかりやすい制度で、これを自分が採用すれば、あるいはこの制度に乗れば何か得したような気分になる。あるいは得をする、メリットが生じるという、この2点がないとなかなか採用してもらえないんじゃないと思うんです。それが欠けている。

制度がわかりにくいんですね。そここのところがもう少し何とかならないかという気がして、先ほど来の議論を伺っていました。

小原副参事 制度自体のわかりやすさという点ばかりではなくて、今、普及ということも考えますと、それをやっているということのメリットがわかりやすい、わかりにくいとか、あるいは、そういう取り組みを実際にやっていच्छるといことが表から見てわかりにくいとか、先ほどの議論の中でも、グリーン電力の普及ということで、あえてそういうものを使っているということが表から見てわかりにくいとか、わかりやすさというのを1つのキーワードとしていろいろな観点からご指摘いただいたのかなと承っておるところでございます。そこにつきましては、今後、施策として構築していく際の視点になるかと思っております。

原委員 今のご質問の関連なんですけれども、参考資料5の2ページに都による評価というのがあって、簡単な数式みたいなものが出ているんですけども、これは総量規制と原単位規制ということをあらわしているんですか。例えば企業が手を挙げて何パーセント

減らしますというのは、その企業にとって一種の総量規制になるわけですがけれども、必要なのはむしろ後ろのほうの総量削減率という、原単位といいますか、例えば経団連の自主行動計画というのは炉が幾らとか、ダイナモが幾らとか、個別の発生源ごとに基準を決めていますね。それとの関連を見ると、東京都の戦略というのは、総量規制と原単位規制というのはどういうふうに関連付けてお考えですか。東京都独自に原単位というものを明示されるようなお考えがあるのかどうか。

山本環境配慮事業課長 東京都としてというところまでちょっとお答えできるかどうかあれなんです、地球温暖化対策計画書のねらいというか、評価の仕方としましては、なるべく対策を一生懸命やった事業所を評価して、なるべくほめていこうということで制度設計をしております。A AとかA プラスという事業所は、なかなか取り組みにくい、どちらかというところ投資回収では時間がかかるような対策をたくさんやっているところございまして、そういった対策をたくさんやっているところを評価をして、なるべくそこで展開していただいて、CO₂ の削減に取り組んでもらおうということで評価をしております。

最終的にはそういった取り組みが進むことで、恐らく原単位も改善し、総量的な削減にも進んでいこうということで、まず事業所の取り組みをわかりやすくというお話もありましたので、取り組んでいる事業所には、目標としてA Aを取ろうとか、Aを取ろうとかという目標をできればわかりやすく示してそれに取り組んでいただこうということで、この制度を運用しております。ちょっとお答えになったかどうかあれですが。

原委員 質問者も必ずしも明確な答えを持って質問をしているわけじゃないんですけども、実際に企業の環境報告書なんかを見ていますと、おれはやっているぞというふうな元気のいいところは、大体、原単位をやめて総量規制に切りかえた。それを売り物にしているところが圧倒的に多いんです。しかし、それを支えるのはやはり数値的にきちんと原単位というものがどこまでどうなったということがあらわれませんと、これはいわば一方的なPRになりかねないというところがあるものですから、この数式ではちょっとどうなのかなという疑問を持った次第です。

山本環境配慮事業課長 どういうふうにお答えしていいか、ちょっとあれなんです、最終的にはこの制度の目標は、もちろん温暖化対策がそもそもですが、総量が減っていかねばいけませんので、それに向けてのプロセスをどう踏んでいくかということが重要かなというふうに思っております。そのときにどういう目標設定をするか、総量の目標設定をするやり方も当然あるでしょうし、原単位で目標設定をしていくというやり方もある

というふうに考えております。

この制度については、先ほど申し上げたように、事業者の取り組みを促す、やる気を出させるというところで、どのくらい頑張ったか、汗をかいたかというところを評価してみようということで進めておりますので、目標設定の仕方をもう少し工夫して、いろいろなことを考えていくというのは、考え方としては当然あるだろうというふうに思っております。

原委員 もう1つ、例えば大規模事業者の場合には、この前の国際会議でCDMが随分動きが出てまいりまして、私の知っている都内の幾つかの企業も既にアジアで随分いろいろな、みずから向こうに行って事業をして、向こうの工場の排出を減らしてということ、商売がらみもあってどんどんやっている企業がふえてきたんですが、このように所在している東京ではなくてフィリピンやインドネシアでそういう行為をしたときの、東京都としての評価というのはどうなりますか。総量規制に関係ないから、これはコマーシャルベースだというふうに割り切られるのか、それとも何らかの顕彰に値するのか。どうでしょうか。

大野企画担当部長 この制度は昨年度から本格的に運用を始めまして、現在2年目であります。最終的に5年間の取り組みを出していただきまして、結果の評価をするようになっております。基本的には今の制度の設計は東京都でのCO₂排出量の削減ということで、オンサイドでの対策の実施ということでの評価になっておりますので、基本的には現在のところ、例えばその企業が東南アジアのどこかの国でやったからといって、評価する仕組みにはなっておりません。

ただ、最終的に表彰制度を考えていくことになるわけですが、表彰制度のあり方の中では少しそういう要素を考慮することもあり得るかなと思いますが、その辺はまた最終段階でどんな評価基準でやるかということにつきましては、まだそこまで決めていないという状況でございます。

下村委員 今、CDMの話が出ましたので、私は緑の関係ですので、そちらもお伺いしたいと思うんですが、議定書の方は森林にかかわることによってという話もありますが、例えば企業が東京都の森林エリアの方で、そこに対しての管理だとか何かに対して多少貢献をしたときに、総量規制というものだけではなくて、そういう面での貢献を評価するような仕組みというのは今入っているのか。あるいは、これから可能なのか。

域外でというか、前回、緑の問題をやりましたが、そういう意味ではそれとこれなんか

もリンクさせれば、前回の話題と今回の話題とつなげることもできますし、大きい企業であれば、例えば奥多摩だとか何かの森林地帯に対して、その森林管理だとか何かに対して補助をしていったり、何らかの活動をするということは可能だろうと思うんです。そういったことを組み込むとか、それもあり得るのかなというふうにちょっと思うんですけれども、いかがでしょうか。

山本環境配慮事業課長 今の制度の中でのご説明をさせていただきますけれども、CDMの話も出ましたが、そういうオンサイトでの省エネルギー対策以外の対策についても、事業所が出す計画書には一応記載をしていただくようになっております。幾つかの事業所はそういった対策を記載していただいております。

最終的にそのところをどう評価していくかということなのですが、AAといったところまでは削減量で評価を、対策をどれくらいやったかというところで評価をしているんですが、結果報告書や来年度の中間報告書では、表彰という制度が最高のところがございます。AAAという評価をするんですが、その評価項目の中には、CDMとか、森林の吸収減対策をやっているとか、そういったさまざまな環境貢献というんでしょうか、温暖化対策についても評価として考慮することになっておりますので、その中では現行の制度では一応見ていくという形はとっております。

神野座長 いずれにしても、この計画書制度を拡大したいということですね。基本的にはそのための知恵を出せということですね。これに乗ることのメリットは、評価されるとどういうことになるんですか。企業が自主的に宣伝に、例えば私のところはAAですと言えるとか。

大野企画担当部長 それはもちろん言えますし、今、山本の方からご説明しましたように、表彰制といったようなものをつくって、積極的に宣伝をするというようなこともございます。

輿水委員 そこにちょっと腑に落ちないものを感じるんです。計画書の策定を義務付けると、またそこで仕事が発生するわけですね。レポートも紙を使わなければいけない。残業をして電気を使って計画書をつくって省エネになるのか。その辺、腑に落ちないんです。だから、それをやっている人が本当にこれはメリットがあるのか、こんなことをやっていて本当になるのかという、わかりやすさが見えてこないんです。だからこれが普及しないんだろうと思うんです。

単純に考えても、余計な仕事をしたら絶対にエネルギーを使っていると思いますね。表

彰したら、表彰状も紙を使う。子どもだってわかるんですよ。そういうところの腑に落ちなさ、わかりにくさというのが、普及しない原因の一つになっているんだろうと思うんです。そのところはどうか。

大野企画担当部長 確かにわかりやすい制度にしなければならないと我々も思っておりまして、温暖化対策というのはなかなか切り口が難しく、試行錯誤をしながらやっているところでございまして、現在の制度もわかりやすいという評価ではなくて、確かにわかりにくいというご批判をいただくことがございますので、その辺は我々としても考えていく必要があると思っております。

ただ、大きな削減をするための計画をつくること自体、確かに電気は使いますけれども、だからといってそういうことをしないということになりますと、何もしなくてもいいのかということになってしまいますので、我々としてはできるだけ簡潔でわかりやすい制度にしていこうというふうに思っております。

興水委員 私が申し上げたいことは、そういう部分の努力が環境全体にここまで貢献するんだというところをわかりやすく説明してほしいということなんです。今やっている努力が環境全体、例えば日本全体のエネルギー消費量に、数字で言ったら微々たる0.何パーセントなのかもしれませんが、やはり貢献しているんだと。電気と紙とを使って一生懸命レポートを書いているけれども、実は全体として見るとこういうことに貢献しているんだというところをわかりやすく示してもらえればやりがいがあるから、みんな努力してやるんじゃないかというふうに思うわけです。部分の努力が全体に対してどう貢献するかというところの説明がつかないと、そう余計なことをやる人はいないと思うんです。

神野座長 ミクロで個々にいろいろなことをやったのは表彰されるかもしれないけれども、マクロ的にどのぐらい効果があったというのは、都民はどこでどういうふうに行うことができるんですか。

山本環境配慮事業課長 これから5年間実施していただいて、最終的に効果はどうかというところになるんですが、わかりやすく、なるべく努力しているつもりなんです、なかなかわかりやすくないとは思いますが、発表する中では、75万トンの削減量というのはどれぐらいなのかというところが、感覚的にわかりにくいということがあると思うんですが、一般家庭で言うと大体25万世帯が1年間に排出するCO₂に相当するのが75万トンです。

25万世帯といいますと、八王子の世帯数と大体同じぐらいですので、八王子市が75

万トンを排出しているというわけではないんですが、一般世帯で言うとそれぐらいの規模の数の1年間使っているエネルギー分を、1,000事業所が5年間、対策をしっかりと実施していただければ削減できるという計画になっておりますので、そういった形で少しでも各事業所が努力したものがどういうふうに社会に還元されるのかという説明は、少し工夫をして努力していきたいと思っております。

神野座長 時間も押してまいりましたので、また前の議題に戻っていただいても構いませんが、とりあえず次の、中小規模事業者に対する対策についてはいかがでございましょうか。

原委員 ちょっとこれは本筋から離れた話かもしれませんが、小河内ダムというのは東京都のダムじゃないんですか。水道局のものですか。あれで発電したらどうですか。今、大体秒4トンぐらい出していますね。観光放流はもっと多いし、桧原村のところでも1回やって、それから、交通局ですか、上から落として、もう1つやっていますね。ああいう都の自前の発電を中小企業にプールして出すような、そういうことをお考えになったらどうですか。突拍子もないかもしれませんが、どうでしょうか。

小原副参事 きょう、こちらに臨むに当たって、ちょっと想定していなかったものから。

宇井水道局調査課長 小河内ダムは私どもの方で持っております水源用の貯水のためのダムでございまして、今お話がありましたように、交通局の方で一部発電施設は持っております。今の原委員のお話ですと、水を使って発電をして、電気を供給するということがかなと思いますけれども、現実的にどうか、何とも言えないところではございますが、ただ、交通局の場合でも、供給地に結構離れているということは聞いたことがございます。ですから、あそこで発電してどれだけ持っていけるか。需要があるところまで供給するのに結構コストがかかるんじゃないか。そのような問題もあるというふうなことは聞いております。

原委員 恐らく水源の絡む問題だろうと思うんですけれども、たしか私の記憶では秒4.5トンぐらいの水を川崎に給水する必要があって、東京都は羽村の取水堰のところでも流す義務を負っているのではないかと思います。同時に、奥多摩は何といったって大変な観光ポイントになっていますから、観光放流というのを結構盛大にやっているんです。

環境というのはシステムで考えるべきであって、例えばあそこに何か、私は素人でわからないんだけど、発電的なものを東京都が取り付けて、マスとしてやらないと個別で

はどうにもならない部分に東京都の1つのモデルを引き入れるような、それぐらいの発想があってもいいんじゃないかと思ったので、ちょっと的外れかもしれませんが、日ごろ気になっているものですから質問したんです。

神野座長 あれは発電は可能で、回せば回せるわけですね。

大野企画担当部長 全く想定外のことでしたので、少し研究させていただきたいと思います。

神野座長 もともとは交通局がほとんど持っているわけですね。関西電力なんてほとんど大阪市とか阪急電車とか、そういうのが株主ですね。もともと交通のための発電が電力会社になるわけですから。いずれにしても総合行政で何か省エネができるようなことがあるのではないかというご提案ですね。

原委員 そうです。ご承知のようにあそこは全体が東京都の水源涵養保安林で、青梅に大きな事務所があると思いますけれども、バイオマスというのは、一番大きな東京都の資源というのはあそこなんですね。ですから、一体として環境リソースとしてそういうものを見ていくということ。それはコストベネフィットには必ずしも合わないかもしれませんが、もしコストベネフィットで議論したらすべてがつぶれますので、今その概念を変えるということは行政でも企業でも現実的にいろいろな形であらわれているわけですから、そういう考えが荒唐無稽だとは言えないと思うんです。

神野座長 交通政策とか、都市政策とか、上水道政策とか、さまざまなものを総合的にやると環境政策も出てくるかもしれないというご提案だというふうに取り取っていただければと思います。

あと、中小規模について、ほかにいかがでございますか。

下村委員 これも経済政策だとか何かでは全然ないのかもしれないんですが、思い付きだけで恐縮なんですけれども、今、私、工場立地法の見直しという変なんですけれども、地域準則だとか何かの問題にちょっとにかかわっているんですが、中小企業の方たちというのはある程度リニューアルしたいというふうにお考えで、工場立地法の緑地確保の問題がネックになって、なかなかそこが進まない。

あれは一応20%ですけれども、自治体に対してプラスマイナス10%の権限が与えられているので、環境対策をしたときに面積を何パーセントか軽減するとか、新たにそれで代替するというようなボーナスの付け方というのは可能かどうか。私も委員会にかかわりながらあまりちゃんとした仕組みを理解していないんですが、エリアで設定するというよ

りも、個別にそういうことができるのであれば、そういうことも可能だろうと思うんです。

いずれにしても、工場立地法のときの議論でも、以前のように囲い込みではなくて、総合的な環境対策の一環として盛り込まなければいけないという話をしておりますので、そういう点での連動は可能ではないかと思うんです。

大野企画担当部長 工場立地法の割合につきましても、たしか一昨年ですか、都の方でも見直しをしまして、準則をつくって改定をしたという経緯は承知しているところでございますけれども、今のお話は緑以外のものとのリンクという話になると思いますので、その辺につきましても都の中で検討した経緯はないと思います。先ほどのお話と同じように、温暖化計画書の側から緑の方をどう見るか、緑の側から温暖化対策をどう見るかというような新しい論点かと思っておりますので、ご指摘を参考にしながら、今後少し研究してみたいと思います。

輿水委員 多分ちゃんと検討済みのことだと思うんですけれども、中小企業といっても業種によって出方が随分違うだろうと思うんです。一括して中小企業に対する対策というふうに言わない方がよくて、中小規模の企業というのはもう少しきめ細かい対策なり、いろいろな制度の導入方策があると思っておりますから、業種別とか立地別にきめ細かな制度というか、施策を展開する必要がある。大企業とは全然違うので、床面積とか、そういう規模だけで言うのではなくて、業種とか、立地とか、そういうことも入れた対策、施策の展開、これをやるとまた行政の方の仕事がふえて、コストがかかって、またエネルギーを出してしまうのかもしれないんですけれども、これは1つの精神というんでしょうか、考え方の問題ですから、できるだけたくさんの企業がこういうことに目を向けて対策を講じてもらうことが一番大事だと思いますから、業種別、立地別、これをもう少しやったほうがいいかなと思います。

三代川計画調整課長 今、輿水先生の方から業種別というお話がございました。今の取り組みの中で、中小企業対策としまして、業種別に、例えば製麺とか、印刷業とか、ボリューム的にはそう大きくないんですけれども、業種が多い。関連した系列の会社が多いという部分のところを含めて、業種別にいろいろと省エネ対策について調査をして、ヒヤリングをしながら、省エネ対策をどう進めていくのか。例えば参考のマニュアルとか、事例集とか、あるいは区市別に研修会を開催いたしまして、中小企業の方、いろいろな方に参加していただいて、省エネ対策についてご案内させていただく。また、その場で積極的に進めたいということであれば、直接その会社に出向いて行って、省エネ診断をさせていた

だく、アドバイスをさせていただくという取り組みも今進めております。

着手したばかりで、来年度も実施する予定でございますので、こういったところでのいろいろな形で、輿水先生のおっしゃったきめ細かい取り組みを進めていかなければいけないのかなど。ただ、全体では大きな網をかけてというようなところも必要だと思っております。

神野座長 そのほか、いかがでございましょうか。

ないようでしたら、最後に、全般といたしますか、その他、経済手法に限らず、温暖化対策の、特に資料2などをながめていただきまして、経済手法以外のものを含めて、総括的に何かコメントがございましたらいただければと思います。

竹田委員 今の中小企業の問題にしても、やはり意識と行動ということだと思しますので、意識啓発のための研修みたいなものを行うことが必要だと思うんですけれども、そのときに成功事例というか、こういうことをしたらこんなにいいことがあって、採算的にも非常にいいんですよというような、うまくいった事例みたいなものを紹介して広めていくことが必要ではないでしょうか。

トヨタのプリウスがあれだけアメリカで売れたのは、環境にいいというだけじゃなくて、燃費がいいから、お得だということで売れているわけです。大企業も同じですけれども、中小企業にもそのところに何かメリットを具体的にわかるように示していくということが必要ではないかと思えます。

もう1つ、環境教育ですけれども、私どもも今、高校生や小学生を対象に取り組んでいるんですが、非常に理解のある小学校の先生とかは比較的すんなりと受け入れていただけているんですが、そうでない場合もあって、企業がそういうものをやろうとすると、企業のPRになってしまうというので、企業に対するアレルギーというか、ハードルがちょっと高いというケースもある。企業はこんなふうにして温暖化なり、あるいは省エネなりに取り組んでいるんですよという話をするのはたくさんできるだろうと思しますので、ぜひその辺のサポートみたいなものが更にあれば、もっと取り組みが進むのではないかと思います。

神野座長 ほかに何か総括的にございますか。原委員、いかがでしょうか。

原委員 大学にいと何か理論を言わなければいけないようなはめになりまして、なぜこんなことになるのかというのは、よく社会学では「社会的ジレンマ」なんて言っていますけれども、今それを解消していく方法を議論しているんだと思うんですけれども、一都

民として、あるいは一企業の経営者として何を選択できるのかという、選択のさまざまなリストとありますが、シナリオが構造的に示されないと、一都民、あるいは企業経営者としてはなかなか判断ができないと思うんです。

そのための議論をしているわけですがけれども、構造化された選択肢みたいなものをきちんと東京都が示していただいて、これを取るとこういう得がある、これを取るとバッドで、こういう罰が加わってくると。必ずしも経済的手法を市場経済だけに任せないで、環境というのは究極的には行政とありますが、政府がきちんと管理しませんと、ウエストフルに使われる性格のものですから、必ずしもずるけて経済的手法だけで議論することなく、やはり控えていますよということを明確に示す必要があるんじゃないか。

そもそも温暖化対策推進法をつくったときに、報告義務を実は企業にも求めていたんですが、経団連をはじめ非常に反対があって、それで行政の東京都側に求めるというふうになんかちょっとトーンダウンしたいきさつがあって、国会の審議の過程で、たしか3年か5年たったときにそれをもう一度再評価し直して、自主行動でこれが基準に達しないということがわかれば別の方法を考える。つまり規制的手段もあり得るということ、たしか衆議院で決議したはずなんです。ですから、和戦両様の構えを持って臨む必要があるのではないかなという気がいたします。

神野座長 下村委員、何かございましたら。

下村委員 2つあって、1つは、さっき大企業の計画のときに森林吸収減の対策とリンクできないだろうかという話をしましたけれども、前回の緑なんかも、都市域のお金をどうやって山村の方に還流するかというのが課題なわけで、そういうものとリンクさせていたいただきたい。それから、さっきのマンションの問題も、マンションの評価のところの再生可能なエネルギーのことにも食い込むとか、施策のリンクをもう少し工夫していただくほうが動きやすいものがあるのかなと。

あと、さっき原委員がおっしゃったように、前回は環境協力金のお話でしたがけれども、企業活動の中で訴えかけていくというのはなかなか難しいというか、市場経済の中で動かれている中で、メリットを見つけていくというのはなかなか難しいんですけれども、一人一人のライフスタイルに訴えていくと、意外とお金にかかわるという可能性があると思うんです。

さっきマンションで再生可能なエネルギーを買えないのかという話で、管理組合まで落とせば自分たちのライフスタイルの中で議論する中で動きが出てくるということもあるの

で、直接個人に訴えかけて、何とかそれをマスにしていけるような仕組みだとか何かを考えていただく方が動きやすくなっているのかなと思っています。

寄付活動はぎりぎりのところまでやってきておられるので、そこは難しいんですけども、個人の方は少しライフスタイルを切りかえていきたいという意識がかなり強いので、そこへの働きかけをうまく組み込んでいった方がいいかなというふうに思います。

ですから、電気の売買ももっといろいろ可能だということなんか都民に個別にアナウンスされて、そこで何とかできないのかというような話とか、そういうことも考えていただけると進み方が変わるのかなと思います。

輿水委員 長期の戦略というのを少し見ておく必要があるかなと思っています。正確な数字ではないんですけども、これから先40年間で都内の建物の半分以上が建てかわるという試算があるんです。これは大変なことなんです。今、建設業界なんかでは、次に建てかえるときには再生コンクリートを使うしかないということで、再生コンクリートの研究が今非常に盛んですし、次につくる建物についてはコンクリートの寿命は100年間で、スーパー長期というのは1,000年もつという、そんなことまで言われているようですけども、そういうことがあって、長期で考えると建物の更新というのが現実起こってくる。そのときに高効率の設備であるとか、環境配慮型の設備であるとか、そういうものを導入するチャンスがもう現実にあるわけです。

そういうところをきちんと押さえて、更新のスピードを早めたいけれども、なかなか投資がかかるから難しいとかというふうに言わないで、現実を踏まえて、長期でちゃんと新しい設備投資をしていくにはどうしたらいいかという戦略をつくっておく必要があるだろうと思います。そういう現実を見た上での施策をぜひ検討していただきたいと思います。

神野座長 どうもありがとうございました。

ご意見を伺っていて、個別の政策というか、戦術と、全体の戦略を結び付けて、ミクロの主体がいくら努力しても、全体のメリットが見えてこないと無理なので、個別ではない部分、それから、政策体系も、目先の体系だけではなくて、全体像を示しながら、選択できるようなものを、これも委員会に求められているのかもしれませんが、体系立ててそれぞれの政策を位置付けていくような方向をしないと、それぞれの意味が見失われてしまうかなというような気がいたします。

環境の問題というのは、近視眼的に動いていると、長期的にはえらいことになるぞというのがもともとの発想なので、そこを示さないと、近視眼的なメリット、デメリットだけ

ではなくて、あとはもう1つ部分で、ジグソーパズルの1つだけを見ると不利益なんだけれども、全体を見ればメリットになるということでしょうか。

経済というのはもともと節約という意味と2つ持っておりますので、都市圏を巧みに効率的に利用するというと同じ意味のはずですから、克服する道はおのずと見つかるのではないかと思います。

きょう、それぞれの個別の3つのテーマについてご意見をいただきましたので、当面これをもとに事務局の方でまとめていただくというふうにいたしまして、時間がちょっとオーバーいたしましたが、本日の議事はこれで終了したいと思います。

あとは事務局のほうに運営をお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

小原副参事 長い時間にわたりましてご審議いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

なお、今後の予定につきまして、資料4、今後のスケジュールに基づきまして、簡単にご説明させていただきます。

今後は、これまでご検討いただきました内容に基づきまして、私ども事務局の方で報告書のまとめ案を作成させていただきます。このまとめ案につきまして、さらにご審議いただきました後、こちらの調査会の報告書として取りまとめていただきまして、3月下旬ごろに企画政策部に報告するというようなスケジュールを予定いたしております。

第3回調査会は、次回ということになるんですが、資料4に掲げさせていただいておりますように、3月上旬の開催を予定しております。これまでの間に各委員の皆様方のところに私どもの方で伺わせていただきまして、意見交換ですとか、ヒヤリングですとかをさせていただいた上で、最後のまとめの方に反映させていただきたいと思っております。

日程調整につきましては別途改めてご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これもちまして、第2回環境経済施策調査会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後7時09分閉会